

1. E U 共通農業政策の概要

- 制度の目的・変遷 1
- 予算の推移 2

2. E U 共通農業政策(2023-27年)の概要

- 政策の目標 3
- 政策の柱 4
- 政策のポイント・前回CAPからの主な変更点 . 5
- これまでの経緯と今後の動き 6

3. 農林水産分野の関連政策

- Farm to Fork Strategy 7
- 農林水産物・食品分野における
EUによる規制強化の動き 8

目的及び必要性

- 欧州経済共同体（EEC）において、農業分野における関税同盟と共同市場を形成するため、加盟国の農業政策を統一化することを目的として、1962年から共通農業政策（CAP: Common Agricultural Policy）を導入。
- 特に、農業分野においては、
 - （1）農業生産が天候や地理的条件等に左右されやすいこと
 - （2）農産物市場の不安定性等を踏まえ、域内への十分な食料の供給及び農業者に対する公正な所得水準（providing affordable food for EU citizens and a fair standard of living for farmers）の確保を実現することが目的とされた。

制度の変遷

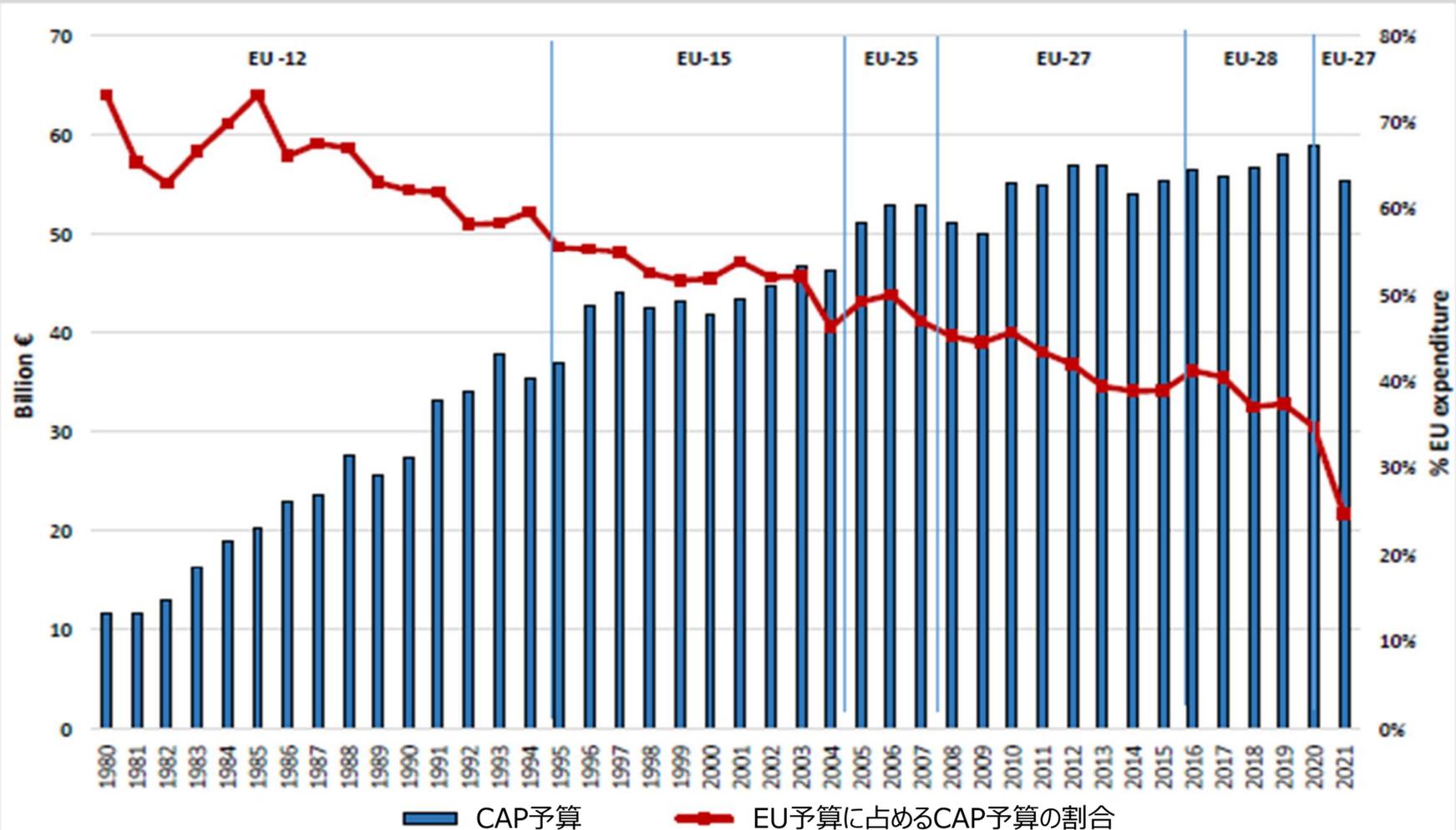
- 1960年代以降、第2次世界大戦の食料不足の状況下、農業生産拡大を誘導するため価格支持（介入買入）を実施。
- 1980年代に入り、高水準の価格支持による膨大な余剰生産物の発生に伴い、これら農産物を輸出補助金により域外で売却。1992年に改革を実施し、支持価格の引下げ及びその補償として直接支払いを導入。
- 1999年以降、直接支払いを中心とする価格・所得政策（第1の柱）と条件不利地域支払い、青年農業者支払い等を実施する農村振興政策（第2の柱）による枠組みが確立。
- その後、その時々々の要請を踏まえ、生産とリンクしない過去の支払実績に基づく直接支払い（デカップル支払い）の導入（2003年）や、環境・気候変動課題への対応をより重視した制度への見直し（2013年）等を実施。
- 直近においては、更なる環境・気候変動への取組を行う農業者に対する上乗せ支援措置として、エコ・スキームを導入（現行CAP: 2023-27年）。

E U 共通農業政策の概要（予算の推移）

- 1992年以降、直接支払制度の導入により価格支持や輸出補助金の予算が減少する一方、直接支払や農村振興予算は増加しており、CAP予算全体では500億から600億ユーロの水準を維持。【591億ユーロ(2020年)→554億ユーロ(2021年)】
- 一方、CAP予算がEU予算全体に占める割合は、1990年代前半まで6割以上と高水準であったが、CAP改革やEUの直面する課題が多様化する中、EU予算に占める他のEU政策の割合の増加（移民政策、防衛協力等）により、近年その割合は3割以下まで減少。【EU総支出2,280億ユーロのうち、CAP予算は554億ユーロ（全体の24%、2021年）】

(10億ユーロ)

CAP予算の推移



(出典：欧州委員会農業総局作成資料)

E U 共通農業政策(2023-27年)の概要① -政策の目標-

- 現行EU共通農業政策(2023-27年)は、小規模農家により的を絞った支援を提供し、EU加盟国が地域の状況に適応した対策を講じるための柔軟性を高めている。
- 各加盟国のCAP戦略計画の実施によりCAP(2023-27年)が施行(2023年1月1日)。
- 欧州委員会は、CAPにおいて重要な9つの目標と分野横断的な1つの目標を設定。



		目標	具体的目標
経済的持続可能性と支援の公平性	1	農業者の公正な所得確保	長期的な食料安全保障と農業の多様性を強化し、EUにおける農業生産の経済的持続可能性を確保するため、EU全体の農業所得と農業部門の回復力を支援する
	2	競争力強化	市場志向を強化し、研究、技術、デジタル化により重点を置くなど、短期的・長期的な農業の競争力を高める
	3	フードチェーンにおける農家の交渉力強化	バリューチェーンにおける農家の地位を向上させる
環境と気候の持続可能性	4	気候変動への対策	温室効果ガス排出量の削減や炭素隔離の強化など、気候変動の緩和と適応に貢献し、持続可能なエネルギーを促進する
	5	環境への配慮	化学物質への依存を減らすことを含め、水、土壌、空気などの天然資源の持続可能な開発と効率的な管理を促進する
	6	景観や生物多様性の保全	生物多様性の損失の阻止と回復に貢献し、生態系サービスを強化し、生息地と景観を保全する
社会的持続可能性	7	世代交代への支援	若手農業者や新規就農者を誘致・維持し、農村地域における持続可能な事業開発を促進する
	8	農村地域の活性化	農村地域における雇用、成長、農業への女性の参加を含む男女平等、社会的包摂、循環型バイオエコノミーや持続可能な林業などの地域開発を促進する
	9	食料や健康の質の確保	高品質、安全で栄養価が高く、持続可能な方法で生産された食品など、食品・健康に関する社会的な要請に対するEU農業の対応改善、食品ロスの削減、アニマルウェルフェアの改善、AMRへの取組を行う
分野横断的	10	知識とイノベーションの育成	農業と農村地域における知識・革新・デジタル化の促進・共有と、研究・イノベーション・知識交換・トレーニングへのアクセス改善を通じた農業者の採用促進による農業と農村地位の現代化を進める

EU共通農業政策(2023-27年)の概要② -政策の柱-

- EU共通農業政策(CAP)は、食料の安定供給、農業者の所得補償、環境保全農村振興等を目的とするEU域内共通の総合的農業政策であり、所得・価格政策（第1の柱）と農村振興政策（第2の柱）で構成。
- 現行CAP(2023-27年)は、各加盟国は欧州委員会からの承認を受けた「CAP戦略計画」に基づき、自国の就農者を取り巻く環境等に応じて、各加盟国がそれぞれ決定した目標を達成するため、一定の裁量の中で詳細な受給要件等を設定。

所得・価格政策【第1の柱】

直接支払制度

(予算: 396億ユーロ)

制度		加盟国の裁量	各国の直接支払い予算に占める割合
デカップル支払い 上乗せ部分	基礎的所得支持 (※1)	義務	以下の残額
	再分配所得支持	義務	10%以上
	青年農業者所得支持	任意	3%以上
	エコ・スキーム(eco-scheme) (※2)	義務	25%以上
カップル支払 (※3)		任意	13%以下
小規模農業者支払い		任意	-

(※1) 基礎的所得支持

全ての農業者を対象とする基礎的な直接支払い。受給要件として気候・環境、労働者保護等の法令遵守を義務付け(conditionality)。

(※2) エコ・スキーム(eco-scheme)

基礎支払いの上乗せとして、更なる環境・気候変動への取組の達成を受給要件として課すもの。

(※3) カップル支払

経済的、社会的、環境上重要で生産維持が困難な特定の品目について生産とリンクしたカップル支払いを認めるもの(例: 牛肉、乳製品等)。

価格支持

- 作物毎に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った場合に、各国の機関等が買支え等を実施。
(対象品目: 小麦、大麦、コメ、牛肉、バター、脱脂粉乳等)

農村振興政策【第2の柱】

(予算: 132億ユーロ)

- 各加盟国は、農村地域の競争力強化、環境・気候変動対策、地域経済発展・雇用創出等を目的とした農村振興プログラムを実施。

具体的な施策

- 環境・気候変動関連施策
 - 自然等制約地関連施策
 - 青年農業者支援
 - 経営近代化への投資助成
 - 小規模農家向け施策
 - リスク管理施策 等
- 予算はEUと加盟国との共同負担。
 - 各加盟国は、農村振興政策予算の原則35% (旧20%) 以上を環境対策 (農業・環境・気候変動関連対策、有機農業、条件不利地域への支払い等) に配分することを義務付け。

※第1の柱は全額EU予算、第2の柱はEUと加盟国が予算を共同負担してEUが事業メニューを定める。

※加盟国は、原則として、第1の柱又は第2の柱の予算枠の25% (旧15%) を上限として他の柱に使用可能。

E U 共通農業政策(2023-27年)の概要③

-政策のポイント・前回CAPからの主な変更点-

- 現行CAP(2023-27年)のポイントは、①加盟国の権限・責任の拡大、②コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視への転換、③環境・気候変動の取組の強化（「グリーン・アーキテクチャー」）。

①加盟国の権限・責任の拡大

- 加盟国間で異なる農業実態・土地・気候条件等に対して、より柔軟な対応ができるよう、加盟国の施策選択に係る裁量を拡大。欧州委員会の設定した9つの目標（p3参照）達成に向け、複数の施策メニューの中から、自国の農業・農村課題に対応する上で必要な措置を特定し、「CAP戦略計画」案を作成。欧州委員会の承認を得た上で、同計画に基づく施策を実施。
- 第1の柱（所得・価格政策）と第2の柱間の予算枠の移転可能割合を拡大【最大15%→最大25%】

②コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視への転換

- 加盟国は、毎年、予め定められた共通の指標に基づき、自国のCAP戦略計画の実施状況・成果等を検証の上、結果を公表（「コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視へ」）。
- 欧州委員会は、各国のCAP戦略計画に基づく実績を継続的に監視・評価。

③環境・気候変動の取組の強化（「グリーン・アーキテクチャー」）

- 第1の柱に関して、「基礎支払い」と上乗せ措置である「グリーンング支払い」から成る方式を廃止。「基礎的所得支持」の受給について、気候・環境、公衆衛生、動植物衛生、動物福祉に加え、労働者保護に係る法令の遵守を要件化 (conditionality)。
- 更なる環境・気候変動への取組を行う農業者に対して、上乗せ支援（「エコ・スキーム(eco-scheme)」）を導入。
- また、第2の柱(農村振興政策)予算も原則35%（旧20%）以上を環境・気候対策に配分することを義務付け。以上により、CAP予算の40%を環境・気候変動対策に割当て。

EU 共通農業政策(2023-27年)の概要④

- 現行共通農業政策を巡るこれまでの経緯と今後の動き -

時期	事項
2017年11月	欧州委員会が次期CAP見直しに関する基本方針を公表（①加盟国の裁量拡大、②環境・気候変動への対応強化、③行政手続きの簡素化と結果の重視）
2018年5月	欧州委員会が次期CAP予算案を公表（総額3,243億€。EU全体予算の約4→3割に減少）
2018年6月	欧州委員会が次期CAP見直しのための関連法案を公表。EU理事会及び欧州議会による議論開始
2020年11月	欧州委員会、欧州議会、EU理事会による三者協議である初の「トリログ」が実施
2021年6月	一連の三者協議を経て、CAP改革に関する暫定的な政治合意が成立
2021年12月	CAP改革に関する合意が正式採択。EU各国は2022年12月31日までにCAP戦略計画の提出
2022年12月	欧州委員会による28のCAP戦略計画の承認（各加盟国1つの戦略計画、ベルギーのみ2計画）
2023年1月	各加盟国のCAP戦略計画の実施による共通農業政策(CAP 2023-27年)の施行（1月1日）
2023年12月	欧州委員会が、欧州グリーン・ディールの目標達成に向けた取組に焦点を当て、CAP戦略計画の共同の取組を評価する報告書を提出
2024年	各加盟国が年次実績報告書を提出し、欧州委員会と年次レビュー会合を開催
2025年	欧州委員会が各加盟国のCAP戦略計画の実績レビュー（第1回目）を実施（必要に応じ具体的なフォローアップ措置を実施）
2026年	共通農業政策(2023-27年)の実績評価のため中間評価を実施
2027年	欧州委員会が各加盟国のCAP戦略計画の実績レビュー（第2回目）を実施

（欧州委員会ホームページ掲載図等を基に当代表部にて作成）

農林水産分野の関連政策①

-Farm to Fork Strategy (農場から食卓まで) -

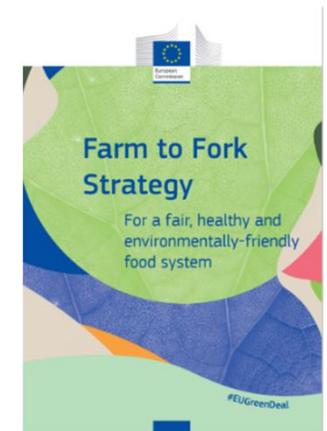
- 2020年5月、欧州委員会は「Farm to Fork Strategy」(F2F戦略)を発表。Farm(農場)からFork(食卓)までを意味し、食料の生産から加工、輸送、消費に至るまでの一連のフードシステムを、一次生産者にとっても公正な健康的で環境に配慮したものにすることを指すもの。
- F2F戦略は、EU共通農業戦略(CAP)を始めEUやEU加盟国の農業・食料政策に大きな影響与える重要な戦略であり、2019年12月に発表された「欧州グリーン・ディール」※を実現するための農業部門において中核をなすものとして、多岐の分野において野心的な目標が設定。
※持続可能なEU経済の成長の実現に向けた成長戦略(ロードマップ)。3つの主要目標として、①2050年までに温室効果ガス(GHG)の実質排出ゼロ(気候中立 climate neutral)、②経済成長と資源の利用のデカップリング(切り離し)、③気候中立への移行において、誰も、どの地域も取り残さないことを掲げている。

F2F戦略が目指すもの

- 欧州の農漁業部門で働く全ての人々にとって以下に掲げる目標・取組事項等への移行が公正かつ公平であることを担保
- 化学合成農薬や肥料、抗菌剤への依存、リスク及び使用を大幅に削減
- 害虫や疾病から収穫・漁獲物を守る革新的な農漁業技術の開発
- EU非加盟国からEU域内への輸入食品についてもEUの環境基準を遵守(ミラー条項)

F2F戦略における主要な目標・取組事項

- 【農薬】- 2030年までに化学農薬の使用とリスクを50%削減
 - 2030年までにより有害な農薬の使用を50%削減
- 【肥料】- 土壌の肥沃度を損なうことなく、栄養損失を少なくとも50%削減
 - 2030年までに肥料の使用量を少なくとも20%削減
- 【抗菌剤】 2030年までに家畜・水産養殖用の抗菌剤の販売を50%削減
- 【有機農業】 2030年までに全農地の25%を有機農業とするための取組促進



農林水産分野の関連政策②

-農林水産物・食品分野におけるEUによる規制強化の動き-

- 2019年12月、欧州委員会は「欧州グリーン・ディール」を発表。2020年5月には、同政策の農業分野を具体化する目的でF2F戦略が策定。同戦略においては、EU基準を輸入農産物にも課すこと（ミラー条項）が言及され、2022年6月に欧州委員会は、それぞれの基準毎にWTO整合性等を慎重に分析する必要があると結論。
- 様々な環境・気候変動対策が打ち出される中、それらに関連して、以下に記載するような農林水産物・食品分野における規制強化の動きが出てきており、EU向けの日本産農林水産物・食品の輸出にあたっては対応が必要。

動物用医薬品規制（AMR）

- 薬剤耐性菌への対応強化のため、成長促進目的の抗菌剤の使用や人医療専用とする抗菌剤の使用が禁止になるなど規制強化。
- 輸入品に対しても同様の規制が適用され、人医療専用の抗菌剤では、家畜や水産動物に使用される「ホスホマイシン」等が規制対象。
- 今後、EUが認定した第3国リストに掲載された国からのみ輸入が可能となり、該当する抗菌剤の不使用を証明する公的証明書の作成が必要に。

アニマルウェルフェア

- アニマルウェルフェア(AW)に関する現行規則に関して、以下の事項等について改正し、輸入畜水産物に対しても同水準の要求を課すことが検討される見込み。
 - ① 生産過程におけるAW遵守状況の表示
 - ② ケージ飼育など動物の飼養管理条件の見直し
 - ③ 動物のと殺条件（スタンピング方法等）の見直し
 - ④ 生体の動物の輸送条件の見直し

森林デューデリジエンス（森林DD）

- 世界の森林減少の防止を目的として、輸入品も含めてEU市場に流入又はEUから輸出される対象産品（牛肉、コーヒー、パームオイル、ゴム、大豆等）について、事業者に対して、以下の森林デューデリジエンスの実施を要求（2024年12月～順次施行）。
 - ① 対象産品が森林減少に影響しない農地で生産されたもの（「森林減少フリー産品」）であることの確認
 - ② 森林減少フリー産品である旨のステートメントの提出

残留農薬基準値（MRLs）の改正

- これまでは食品安全の観点から設定されていた残留農薬基準値MRLs（Maximum Residue Levels）について、環境保護の観点も取り入れるかたちで引き下げる規則を施行（輸入品に対しても同等の基準を要求）。
- 我が国でも米、果樹や茶の栽培などに広く使用されている農薬（クロチアニジンとチアメトキサム）の基準値が引き下げられ、2026年3月から適用開始。